

大学生協店舗経由でのご購入は下記に該当せず、通常の課税国内取引となります。

2015年10月 アカデミックソフト(米国法人JUCA, Inc.)

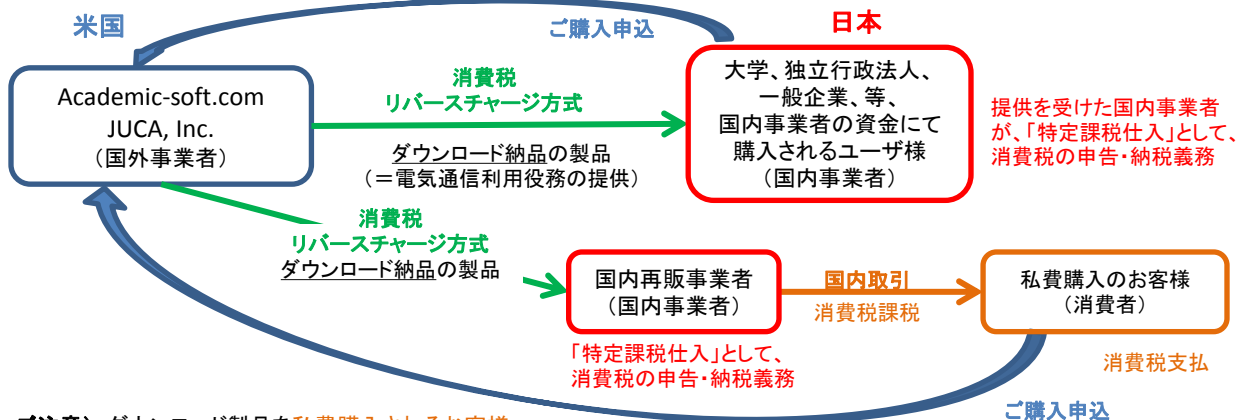
国内事業者様向け弊社お取扱いダウンロード製品に対する消費税課税に関するご案内

＜弊社提供のソフトウェアダウンロード製品は、「特定課税仕入れ」として消費税申告してください＞

2015年10月の消費税法改正(ページ後半に抜粋)における「電気通信利用役務の提供」に、ダウンロード納品のソフトウェア製品は該当すると解釈される場合、**国内事業者様**が米国法人である弊社(国外事業者)から購入する**ダウンロード製品は、リバースチャージ方式の申告対象の取引**となり、提供を受けた国内事業者様にて、「特定課税仕入れ」として、消費税の申告・納税義務があります。

リバースチャージ方式は、経過措置により当分の間は、事業者によっては申告の必要がありません。ページ後半の国税庁によるお知らせをご参照ください。経過措置、および、消費税額控除については、各事業者様にて、税の専門家にご確認ください。

ご注意) CD, DVD, USB 等のメディアにてお届けするソフトウェア製品については、対象外ですので必要ありません。

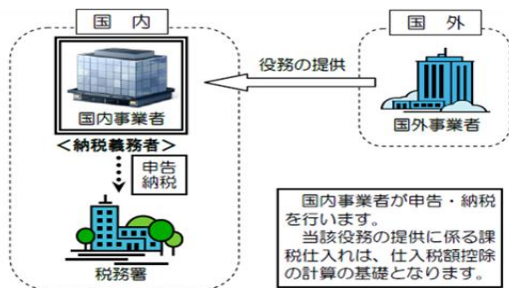


ご注意) ダウンロード製品を私費購入されるお客様

ダウンロード製品に関しましては、私費購入のお客様への弊社からの直接販売はいたしておりません。弊社ウェブサイトにてご購入申しいただいた場合、すべて国内事業者経由での課税国内取引とさせていただきます。

＜2015年10月の日本国消費税法の改正に関する、平成27年5月 国税庁のお知らせ「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等について」より抜粋＞

- ・ 電子書籍・音楽・広告の配信などの電気通信回線(インターネット等)を介して行われる役務の提供を「電気通信利用役務の提供」と位置付け、その役務の提供が消費税の課税対象となる国内取引に該当するかどうかの判定基準(内外判定基準)が、役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地から「役務の提供を受ける者の住所等」に改正されました。
- ・ 消費税法においては、課税資産の譲渡等を行った事業者が、当該課税資産の譲渡等に係る申告・納税を行うこととされていますが、電気通信利用役務の提供のうち「事業者向け電気通信利用役務の提供」については、国外事業者から当該役務の提供を受けた国内事業者が申告・納税を行う、いわゆる「リバースチャージ方式」が導入されました。
- ・ インターネット等を通じて行われる電子書籍・電子新聞・音楽・映像・ソフトウェア(ゲームなどの様々なアプリケーションを含みます。)の配信は、電気通信利用役務の提供に該当する取引に該当。



事業者向け電気通信利用役務の提供に係る課税方式(リバースチャージ方式)

- ・ 国外事業者が行う「事業者向け電気通信利用役務の提供」について、当該役務の提供を受けた国内事業者にて申告納税義務を課す方式。
- ・ 役務の提供を受ける事業者において、「特定課税仕入れ」として消費税の納める義務がある。
- ・ 当該役務の提供にかかる課税仕入れは、仕入れ税額控除の計算の基礎となります。

リバースチャージ方式に関する経過措置

- 「事業者向け電気通信利用役務の提供」等の特定課税仕入れを行った国内事業者は、当該特定課税仕入れについて、申告・納税の義務が課されるとともに、当該特定課税仕入れについて、仕入れ税額控除の対象とすることができますが、一般課税で申告を行う事業者においては、当該課税期間における課税売上割合が95%以上である事業者、当該課税期間について簡易課税制度が適用される事業者については、当分の間、特定課税仕入れはなかったものとされます。したがって、これら事業者は、特定課税仕入れを行ったとしても、その課税期間の消費税の確定申告については、特定課税仕入れについて申告等に含める必要はありません。
- ※1. これら事業者は特定課税仕入れがなかったものとされますので、特定課税仕入れに係る申告納税義務もありません。また、仕入れ税額控除のみ行うこともできません。
 2. 免税事業者は、消費税の確定申告等を行う必要がありませんので、特定課税仕入れを行ったとしても申告等を行う必要はありません。